

名 称	能美市ごみ集積場設置補助金交付要綱（抜粋）
目 的	町会・町内会でのごみ集積場を設置する場合において、ごみ集積場に設置するごみ集積庫に要する経費の一部に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるもの
<p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町会・町内会がごみ集積場を設置（更新・新設）する場合において、予算の範囲内において補助金を交付する。 2. ごみ集積場を新設する場合は、ごみ集積場への持込世帯が25世帯以上で、これまでに市から補助を受けていないこと。更新する場合は、新設してから概ね10年を経過し、腐食が著しいもの又は収納容量が不足しているものを対象とする。 3. 整備をしようとする町会・町内会は、着工前に補助金交付申請書を市に提出しなければならない。 <p>(集積庫の規格)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ集積庫は、次に掲げる基準を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者がごみを持込むに際し開閉が容易で、かつ、集積庫内が見通せるもの (2) 材質は堅固なものを用い、ごみ集積場に固定させ、強風等に耐えうるもの <p>(補助金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金の額は、ごみ集積庫設置に要する経費のうち、市長が必要と認めた経費の2分の1に相当する額とする。ただし、ごみ集積庫の購入及び設置に市内事業者を利用した場合は補助金上限額を150,000円、市外事業者を利用した場合は補助金上限額を75,000円とする。 2. 補助金の額は、100円未満を切り捨てるものとする。 <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課（TEL：58-2217、場所：本庁舎2階）で担当する。</p>	
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい	
<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1157</p>	<p>【QRコード】</p> 

※平成17年2月1日から施行

※令和7年4月1日改正